

Ⅲ. 重要事項

1. 出願及び受験等に関する注意事項
2. 受験上及び修学上において特別な配慮等が必要な場合の
事前相談
3. 配属研究室入学前内定制度
4. 長期履修制度
5. 教育訓練給付制度（一般教育訓練給付）※東京サテライトのみ
6. 安全保障輸出管理
7. 個人情報の取扱い
8. 石川キャンパス
9. 東京サテライト

※各選抜に関する全ての事項は、出願者が学生募集要項を熟読することによって、必ず本人の責任で確認してください。なお、訂正等があれば本学ホームページ等にてお知らせします。

1. 出願及び受験等に関する注意事項

- (1) 一つの出願についての合否が発表される前に、本学の他の選抜試験には出願できません。
- (2) 出願書類等に不備があるものは受理しません。また、提出後の出願書類等の返還及び記入事項の変更も認めません。
- (3) 出願書類等は、証明書・推薦書等（志願者以外の第三者が作成すべきもの）を除き、本人が記入・作成すること。虚偽の事項を記入した、又は当然記入すべき事項を記入しなかったことが判明した場合は、入学後でも入学許可を取消すことがあります。
- (4) 出願資格について「見込」で合格し、それを充足した旨の証明書が提出できない場合、入学後であっても入学許可を取り消します。
- (5) 納入された検定料は、為替レート等による過払い金も含め、原則返還しません。ただし、次に該当した場合にのみ返還するので、入学月の末日までに教育支援課入試係へ連絡してください。
 - ① 検定料を振込済であるが本学に出願しなかった（出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
 - ② 検定料を誤って二重に振り込んだ場合
- (6) 試験時において、他者によるなりすまし受験行為、カンニング行為や他者との協力的行為等、他の受験者との公平性を欠く行為や、試験の録音・録画等、試験内容を記録に残す行為等またはこれに準ずる行為があったと本学が判断した場合、不正行為とみなし、試験の中止や試験結果を無効とすることがあります。また、入学決定後にこれらの行為があったことが発覚した場合は、入学許可を取り消すことがあります。なお、これらに該当する場合、提出された出願書類及び検定料は返還しません。
- (7) 合格した試験の試験区分と異なる年・月に入学することはできません。出願手続をその都度行う必要があります。
- (8) 本学の協働教育プログラムに基づく外国人留学生等を対象とする学生募集要項は別に定めます。

2. 受験上及び修学上において特別な配慮等が必要な場合の事前相談

身体及び心身等に障がい又は病気等があり、受験上及び修学上において特別な配慮又は機器等の持ち込み等を必要とする場合は、出願締切日の1か月前までに下記の書類を教育支援課入試係に提出してください。

- (1) 申請書（下記事項を記載、様式任意）
 - ・氏名、専攻、試験区分、受験希望回、連絡先
 - ・障がい等の種類
 - ・受験及び修学に特別な配慮を必要とする事項
 - ・大学等でとられた特別措置
 - ・日常生活の状況
 - ・その他参考となる事項
- (2) その他の参考書類（身体障害者手帳、障害者手帳の写し等）

3. 配属研究室入学前内定制度

入学試験合格者に対して、入学前に希望する研究室に配属することを内定する「配属研究室入学前内定制度」があります。

制度の詳細については、本学ホームページ（トップページ→教育→教務に関する各種制度→配属研究室入学前内定制度）を参照してください。

なお、海外在住者対象推薦入学特別選抜による入学者は、出願時に必ず希望指導教員より「受入れの

内諾」を得ていることから、合格後にこの制度に申請することなく、受入れの内諾を得た研究室へ配属されることとなります。

4. 長期履修制度

本制度は、職務等の都合により大学での学修が制限され、標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）での修了が困難であることが想定される場合で、かつ、当該学生の申請があった場合に、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修することをあらかじめ認めるものです。長期履修が許可された場合は、その在学年数にかかわらず標準修業年限分の授業料で履修することができます。

制度の詳細については、本学ホームページ（トップページ→教育→教務に関する各種制度→長期履修制度）を参照してください。

なお、10月入学者で合格者発表日が9月中の者及び4月入学者で合格者発表日が3月中の者については、入学前に申請を受け付けることができません。入学後にも申請の機会がありますので、入学後に申請してください。

また、東京社会人コースの学生が本制度を利用した場合、教育訓練給付は申請できません。

5. 教育訓練給付制度（一般教育訓練給付）※東京サテライトのみ

本制度は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として、厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し修了した場合、当該受講者本人が支払った費用の一部が公共職業安定所（ハローワーク）より支給される制度です。

(1) 本学が指定を受けた教育訓練

東京社会人コース

(2) 支給割合等

受講者が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）に相当する額がハローワークから支給されます。なお、国が定める受給資格を満たす必要があります。

(3) 申請等手続

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講終了（本学修了）後、本人の住所を所管する公共職業安定所（ハローワーク）に対して、給付金支給申請書等の書類を提出することによって行います。なお、長期履修制度を利用した場合は申請できません。

6. 安全保障輸出管理

本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受入れに際し安全保障輸出管理を行っています。それにより、希望する教育・研究内容の変更を求める場合がありますので、留意してください。

7. 個人情報の取扱い

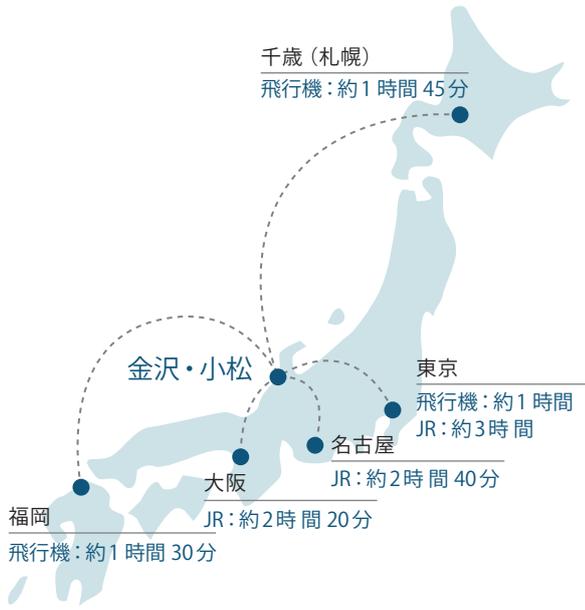
本学では、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報管理規則」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。本学が入学選抜を通じて取得した個人情報及び入学手続時に提出いただく書類に記載されているすべての個人情報は、次の業務で利用し、これらの目的以外には利用しません。

- ・ 入学選抜及び入学手続に関わる業務
- ・ 入学後の学籍管理、修学指導に関わる業務

- ・ 入学料・授業料免除、奨学金申請等の修学支援に関わる業務
- ・ 入学・授業料及び寄宿料等の納入に関わる業務
- ・ 入学者データ等の統計処理業務
- ・ 同窓会活動への支援等に関する業務（同窓会活動支援のための同窓会への個人情報の提供も含む）
※入学者のみ
- ・ その他、本学の教育・研究、管理・運営上必要な業務

8. 石川キャンパス

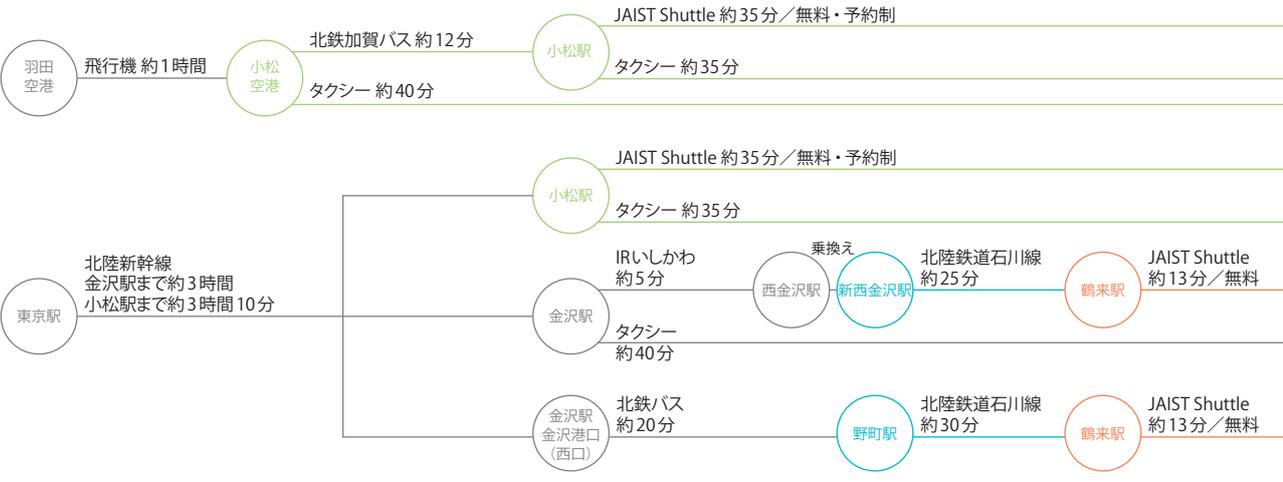
JAIST へのアクセス



小松駅から本学までの間には連絡バス「JAIST Shuttle」(小松線)(無料・予約制)が運行しています。

北陸鉄道鶴来駅から本学までの間には連絡バス「JAIST Shuttle」(鶴来線)(無料)が運行しています。

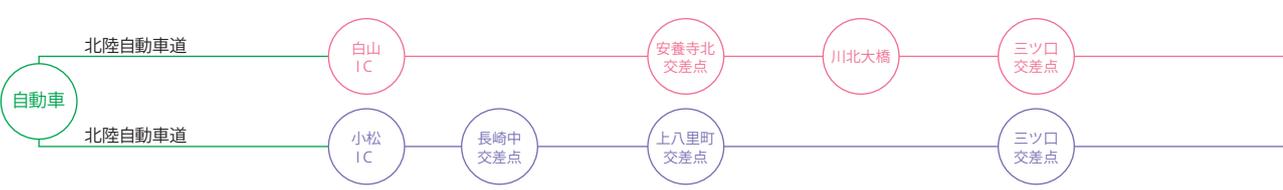
東京から



大阪・名古屋から



車でお越しの方



JAIST

